

令和8年8月

定例教育委員会会議録

十日町市教育委員会

令和8年8月定例教育委員会会議録

1 開催日時、会場

令和8年8月24日（月） 13時25分～15時45分
川西庁舎 4階 第1研修室

2 出席

渡辺正範教育長、廣田公男委員、川崎正男委員、小堺沙織委員、久保田果奈子委員

3 説明のため出席した者

教育文化部長（小林良久）、教育文化部副参事（鈴木政広）、教育総務課長（田村隆）、
学校教育課長（渡邊正文）、生涯学習課長（樋口具範）、スポーツ振興課長（数藤貴光）、
文化財課長（村山歩）、森の学校キョロロ副館長（小海修）、指導主事（平野雄介）

4 会議の内容

（1）会議録署名委員の指名

署名委員：久保田委員、廣田委員

（2）報告事項

① 共催・後援等報告

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

各担当課長

- ・資料に基づき説明

② 報告第1号 部活動の地域展開に関する総合的なガイドラインについて

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

渡邊学校教育課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・このガイドラインは、誰が見るためのガイドラインなのか。誰に向けて文章なのか。

渡邊学校教育課長

- ・市民、学校関係者、クラブ関係者全てである。

廣田委員

- ・なぜ文章が四角で囲んであるのか。黒丸、丸数字、矢印の意味合いの違いは。

渡邊学校教育課長

- ・文科省に準じて作成したものである。

廣田委員

・中学校統合後には、部活動の地域移行はどうなるのか。中学校を統合すれば、地域移行をしなくてもよくなるのではないか。中学校統合後、以前の部活動に戻すということになるのかどうか。

平野指導主事

・国の方針として、休日の部活動は地域展開をすることが原則である。国の方針が変わらない限り、地域展開をやめて部活動へ戻すということはありません。

廣田委員

・中学校統合後、土日は中学校では部活をやらなくなるが、平日はどうなるのか。

平野指導主事

・国の方針は、令和13年度までに休日は確実に地域展開をすることが原則である。平日については、これから市町村の現状に合わせて緩やかに移行する、最終的には展開していくというイメージである。現状では、平日の部活動は原則学校に存在している。

廣田委員

・一方では学級数を適正規模に、一方では部活動の地域展開を図るよう文科省に言われている。我々はそれを両方やろうとしているわけだが、やった暁には矛盾が生じてしまう。市は両方とも受け止めなくてはいけない。子どもたちや地域住民を含め、かわいそうな感じになる。その辺を考えたほうがよいと思う。

久保田委員

・平日は部活動でやる線も残っているということか。私はイメージで、これから先、働き方改革を考えれば、放課後の部活も先生ではなく地域で支えていくスタイルになっていくのかと思った。1校に統合されたとき、遠くから登校してくる子どもが平日の地域クラブ活動をどうやっていくのか。保護者送迎となれば、非常に保護者の負担が大きいと思う。親の願いとしたら、中学校で部活を終えて家に帰ってくるというスタイルが一番ありがたい。そのあたりの仕組みづくりを今から知恵を絞ってやっていく必要があると感じる。

鈴木教育文化部副参事

・統合して1校になった場合、遠くから来ている子が一回帰ってまた来るというのは、時間的にも非常にロスであり負担にもなる。3時半に授業が終わり、そこから地域クラブに任せる。それを5時、6時までやるときに、3時半から5時、6時まで来ることができる指導員にお願いして、その間指導してもらうというやり方が1つ考えられる。例えば3時半から5時まで課外学習をして、その後指導してもらうというやり方も考えられる。指導員が、例えば3時半から5時までできる人か、5時からしかできない人かによってやり方を変えなければいけないと思う。できれば部活動が終わったらバスで帰るほうが負担が少なくてよいと考えているが、いろいろな進め方を考える必要がある。部活動の地域移行は、先生の働き方改革がそもそもの発端なので、学校から指導者に引き渡すタイミングをどのような形でするかによって変わってくると思うので、どういう仕組みがよいか今考えているところである。

久保田委員

・学校の先生は、早番、遅番のような勤務変更はあるのか。

鈴木教育文化部副参事

- ・早番、遅番はない。学校の先生も地域クラブに関わっている人はいるが、それは兼職兼業で、一旦は先生から離れているという感じである。ただ、就業時間ということになると働く時間ということなので、一応残業規制の対象にはなる。基本的には、一旦先生という業務から外れて、個人の自由でやっているという形になっている。今後統合したとしても、そういうやりたい先生については、先生としての肩書ではなく指導員としての肩書で指導する形になる。

川崎委員

- ・魚沼市は既に平日の部活動地域移行をしたという話を聞いている。魚沼市がどういう形でやっているのか、情報収集して進んでいただきたい。

廣田委員

- ・17ページ一番下の四角の上の丸2行目、「チーム・スクール等」とあるが、何のことを言っているのか。

渡邊学校教育課長

- ・競技力向上を主目的としたチームとスクールのことである。

廣田委員

- ・19ページの下の方の四角の一番上の黒丸、「共有する」とある。世の中では、最近メールを送ることを「共有する」と主に使われているようである。最近では行政の中でもメールを送ることを「共有する」と言うのか。この文章は、メールを送るという意味から離れて、一般的な共有という意味でよいのか。

渡邊学校教育課長

- ・一般的な共有のことである。

廣田委員

- ・一般的な共有であるなら、「中学校等に共有」ではなく「中学校等と共有」ではないか。今そういう言い方になってきているのであれば別によい。

廣田委員

- ・19ページの下の方の四角の一番下の黒丸2行目に、「丁寧な情報提供等を行う」とある。行政は、ここだけ丁寧にやるのではなく、全体を丁寧にしなければならないので、この「丁寧」という表現はいらないと思う。

渡邊学校教育課長

- ・削除する。

廣田委員

- ・20ページの上から2つ目の四角の一番下の矢印部分、「吹奏楽人材バンクの設置する」は「吹奏楽人材バンクを設置する」という意味ですね。

渡邊学校教育課長

- ・そのとおりである。修正する。

廣田委員

・20ページの一冊下の四角3行目、「事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等」とあるが、下の矢印になると「事故や、暴力・暴言・ハラスメント等」になっており、いじめがなくなっている。その下の矢印も、いじめという文言が消えているが、意図的に外したのか。

渡邊学校教育課長

・いじめという言葉が抜けていた。上の方は指導者への研修の充実なので、下の方にいじめという文言をつける。

久保田委員

・市内で美術部のほかに文化的な部活は何があるのか。

樋口生涯学習課長

・松之山には合唱がある。ただ、土日は活動していない。中条中には、年間を通しての活動ではないが、文化祭近くになるとポスターを作るなど美術的な活動をする部活がある。そのほかは基本的にないという状況である。

久保田委員

・統合したら、文化部も種類が増えたらよいと思う。eスポーツなど、既存の部活にない新しい部活も、今後生徒が希望すれば部活になるとよいと思った。この地域は文化に長けている方が大勢いる。学生を対象にした放課後活動を、大人が関わりながら進めている活動もある。そういう活動と共に展開していけたら、十日町らしさがある地域移行ができるのではないかと考えた。

平野指導主事

・令和3年度に中学校に設置していた部活動の種目をまずは地域展開していこうというのが原則的な考えであり、令和8年8月に休日については全ての部活動が地域展開することができた。eスポーツとか演劇とか、そういうのも面白いとは思いますが、とりあえず既存の部活を地域展開して、その後、ほかの市町村や現状を注視しながら、いろいろなことについても検討できたらよいと考えている。

久保田委員

・魚沼市がすごく成功しているということを聞いた。ぜひうまくいっているところを参考にしたい。

平野指導主事

・平日についても、魚沼市とか長岡市とかは既に地域展開をかなり進めている。ただし、新潟市も含めて考えていくと、平日に地域展開ができることによって非常にメリットになる部分が教員にとってもたくさんある一方、実際デメリットの部分もある。子どもたちの参加率が年々下がってきているという現状が実はある。その辺も考えながら、平日については少し注視をするという文章とした。部活動自体が、私たちの年代は強制的に入っていたので、やるものだという感覚であったが、今の子どもたちにとっては、いろいろな選択肢の一つでしかないというのが現状である。平日に地域クラブが立ち上がると、地域クラブが立ち上がったのはよいが、誰も行かないというような現状が都市部を中心にあるので、その辺も踏まえて、バランスを取りながら進められたらよいと考えている。

川崎委員

・20ページ、先ほど廣田委員からも問題提起があった（4）の生徒の安全・安心の確保の部分で、不適切行為の前に「いじめ等」が入るか入らないかという話だが、矢印2つの両方に「いじめ等」の文言を入れたほうよいと思う。なぜなら、不適切行為の中に指導者から子どもに対するいじめも想定できるからである。

渡邊学校教育課長

・両方に入れる。

（以上の質疑の後了承した）

③ 報告第2号 学校給食賄材料費の収支状況及び滞納状況について

渡辺教育長

・事務局の説明を求めた。

渡邊学校教育課長

・資料に基づき説明

川崎委員

・25ページの未納者数だが、小学生はゼロ、中学生は49人となっている。小学校がゼロなのに中学校は何でこんなに数字が増えるのか。

渡邊学校教育課長

・中学校は無償化していないが、小学校は無償化が実現したのでゼロとなっている。

廣田委員

・その他の市職等は具体的にどういう人なのか。1人当たり10,200円なので、即払ってもらえるような気がするがどういう事情があるのか。

渡邊学校教育課長

・学校支援員などの職員である。給与天引きの制度はない。指導はしている。

久保田委員

・小学校だけが無償化というのは、国の方針なのか。

渡邊学校教育課長

・国の方針である。

小堺委員

・令和8年度は、小学校の給食費無償化ということだが、令和7年度までに滞納していた方、納めていない方の分はゼロにはならず徴収されるということか。

渡邊学校教育課長

・ゼロにはならない。引き続き滞納解消に向け取り組んでいく。

（以上の質疑の後了承した）

(3) 議決事項

①議案第1号 令和8年第3回十日町市議会定例会提出補正予算案の承認について

渡辺教育長

- ・議案第1号を上程し、事務局の説明を求めた。

各課長

- ・資料に基づき説明

川崎委員

- ・27ページ、教育総務課、スクールバスの件についてだが、141万2,000円を補正すると総額いくらぐらいのバスになるのか。

田村教育総務課長

- ・総額1,360万ぐらいである。車両価格を大体1割増しぐらいで見越して、そのほかに付属の部品を若干付け加えて、今の予算額との差額を140万ぐらいと見立てて予算計上した。

川崎委員

- ・27ページのその下、新たな中学校の設置に向けた立地箇所の検討を行う「立地策定委員会」の講師・委員に対する謝礼、旅費ということだが、講師というのはどのような方を想定しているのか。

田村教育総務課長

- ・大学の教授を想定している。一連の流れから、十日町“みんなの学校”プロジェクトの先生を想定している。

廣田委員

- ・備考欄にある「立地策定委員会」という言葉は、補正予算書に載るか。

田村教育総務課長

- ・補正予算書には載らない。予算の説明書、参考資料の中には載る。

廣田委員

- ・立地箇所の検討を行う委員に対する、何かもっと一般的な名前にしておいたほうがよいのではないかと。

鈴木教育文化部副参事

- ・前回の教育委員会で、新しい十日町市立中学校設置（場所）検討委員会の設置という説明をしたので、これと整合性を取るようにしたい。

(以上の質疑のあと、全員挙手で決定した)

②議案第2号 令和8年度（令和7年度実績）十日町市教育委員会事務の管理・執行状況点検・評価報告書の承認について

渡辺教育長

- ・議案第2号を上程し、事務局の説明を求めた。

田村教育総務課長

- ・資料に基づき説明

川崎委員

- ・3番の特別支援教育の充実、評価委員の意見として、「教育支援員の適切な指導・研修のさらなる充実を図ってほしい」とあるが、現在どんな研修を何回行っているのか。

渡邊学校教育課長

- ・4月の年度当初、1学期が終わる7月29日に研修を行っている。

川崎委員

- ・意見に「さらなる充実を図ってほしい」とあるが、これを受けて、今の回数並びに内容も大いに見直していくと捉えてよいか。

渡邊学校教育課長

- ・そのように捉えている。

廣田委員

- ・WEBQUと学力が連動するには、ただWEBQUが上がればよいということではなく、もう少し別の指導の仕方を検討する必要があると思う。評価にもあるように、学力向上に向け、子どもの学習意欲向上のための効果的な指導、助言が必要だと思うので、次年度以降、取り組んでほしい。

渡邊学校教育課長

- ・担当指導主事が今、WEBQUの分析をしている。しっかりと詰めていきたい。

廣田委員

- ・7番の生涯学習課、段十ろうのホール事業だが、一昨年は第九の練習があり、20回近くホール使っていると思う。リハーサルも含めて2,000人ぐらい使っていたが、それが去年はゼロになったということで下がったと思うので、あまり心配する必要はないと思う。

樋口生涯学習課長

- ・そういう数字も加味したが、1,800人ほど減っていた。第九だけではなく、そのほかの要因もあるのでB評価とした。

川崎委員

- ・1番の学力の向上、アンダーアチバーの発生率も目標が達成されていない状況である。小学校が25%、中学校が27%となっているが、全国平均は何%かわかるか。確か十何%だったと記憶している。だとすると、アンダーアチバーの発生率が、十日町市は、全国平均よりもかなり高いと言える。さらにアンダーアチバーの数字自体も、増えているのか。もしそうであるなら、そこにメスを入れて探ってみる必要があると思う。全国平均より高いということ、それから、その変化が前年と比べてどうだったのか、そこを見ることによって学校での指導がどうあればよいのかという一つの

指針が出てくる。評価委員の意見の中で、最後に子どもの学習意欲向上のためと書かれているが、そこを育てることもアンダーアチーバー克服のための一つの手だてになる。アンダーアチーバーに視点を当てて、そこが向上すれば全体の学力が上がってくるわけだから、調べてほしいと思う。

渡邊学校教育課長

- ・指導主事が分析をしている。幼保小連携で対応していく。そのようなところから、非認知能力の育成や学力の向上に取り組んでいきたいと思う。

久保田委員

- ・3番の「教育支援員への適切な指導、研修のさらなる充実」だが、働き方改革の問題もあり、先生方の研修というのなかなか難しい問題だと思うが、これから魅力ある学校づくりでも先生に寄せる期待がすごく高いので、しっかりと研修を受けていただきたい。何か手だてというか、実際やられていることは現状あるのか。

渡邊学校教育課長

- ・年間の研修計画がある。対象者がわかるようになっており、しっかりと研修を受けている。

(以上の質疑のあと、全員挙手で決定した)

③議案第3号 魅力ある十日町市立中学校づくり方針（案）について

渡辺教育長

- ・議案第3号を上程し、事務局の説明を求めた。

鈴木教育文化部副参事

- ・資料に基づき説明

川崎委員

- ・学校運営協議会での学校支援地域コーディネーターと地域学校協働活動推進員が併記されていることについて指摘したが、文部科学省では、地域学校協働活動推進員を学校運営協議会の中に入れることで、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を両輪として動かしていくという考え方がある。現在、学校支援地域コーディネーターと位置づけられている方が十日町市にいるわけだが、この方の役目も地域学校協働活動推進員に担ってもらおうとしているのが文科省の考えだと理解している。地域学校協働活動というのは、学校支援も活動の中の一つ、それだけではなく地域づくりも行くと社会教育法では位置づけられているようだ。地域づくりにおいて、子どもたちをどう位置づけて地域を活性化させていくのか、ということを学校とも関連させながら充実させていこうというのがこの地域学校協働活動である。その学校とのパイプ役を推進員が担う。これは、今まで十日町市でやってきたコミュニティ・スクールの学校支援地域コーディネーターが担っている役割でもある。学校支援地域コーディネーターや地域学校協働活動推進員をパイプ役としたということで併記されているが、将来的には1つになっていくと思っている。そのように考えると、この併記というのがいかなものかと思う。

鈴木教育文化部副参事

- ・今現行の制度だと、コミュニティ・スクールは学校支援地域コーディネーターが担っていて、コミュニティ・スクールの制度の中の位置づけになると思う。地域学校協働活動推進員は、学校支援地域コーディネーターと二足のわらじを履いている、2つの役割を担っている、そのような感じをイメージしているので、併記にしている。将来的に法律がどのように変わるかわからないが、どうなってもいいように両方併記という形である。制度が2つに分かれている都合上、このように分けている。

川崎委員

- ・地域学校協働活動として動いていくと、地域も活発になるし、学校に地域人材が入ってくるとも活発になると思う。今日の評価報告書の中に公民館の欄があったが、公民館活動で行われている幼少年教育事業、寺子屋や通学合宿など、これを将来的には地域学校協働活動の一つとして位置づけることも可能なのか。

樋口生涯学習課長

- ・その活動は、コミュニティ・スクールの中で既にやっているという認識である。下条地区における新保広大寺節の保存会の事業と水沢の石場かちの事業が公民館事業の一環でもあるが、コミュニティ・スクールで活動している地域学校協働活動本部の活動として一緒にやっているという認識である。

川崎委員

- ・下条だけでなく、ほかの地域も同じような形で活性化して、学校教育も活性化する世界が生まれてくるということなので、ぜひ制度的に一步前へ進めるようにしてほしい。学校支援地域コーディネーターというのが現在の名称で、そのコーディネーターが既に地域学校協働活動推進員としての役割も担っている。少なくとも2人別々にいるという状況にしないほうがよいのではないかと思う。学校支援地域コーディネーターの方とは別に、地域学校協働活動推進員がいると、何か両輪が勝手に動いているみたいな状況が生まれかねない感じがする。何か一つの形にするように、何か表現できないか。

渡辺教育長

- ・表現を一任する形で、そのような内容を反映した表現変更を提案するということか。

鈴木教育文化部副参事

- ・検討し、対応する。

(以上の質疑のあと、全員挙手で決定した)

④議案第4号 十日町市認定地域クラブ参加費等就学援助受給世帯支援金交付要綱の制定について

渡辺教育長

- ・議案第4号を上程し、事務局の説明を求めた。

渡邊学校教育課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

・第1条の趣旨の3行目、就学援助受給世帯の生徒に対し支援金を交付すると書いてある。第3条の交付対象者では、生徒の保護者と書いてある。第1条の趣旨は、世帯に交付するでもよいと思う。

渡邊学校教育課長

・修正する。

(以上の質疑のあと、全員挙手で決定した)

5 その他

(1) 9月の主な行事予定について

・資料に基づき説明

(2) 次回定例教育委員会の開催日時

- ・ 9月定例会 9月29日(火) 9時30分から開催することを確認した。
- ・ 10月定例会 10月27日(火) 15時00分から開催することを確認した。

以上で、15時45分に渡邊教育長が閉会を宣言した。

以上の会議録に誤りがないことを認め、ここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員

会 議 書 記